

盛岡広域振興局長告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年8月31日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢巾停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割2番1地先から114番1地先まで	新	m 35.8~20.1	m 45.0
	旧	35.5~20.1	45.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成30年8月31日から同年10月1日まで